

改葬許可の手続きについて

久留米市内の墓地・納骨堂から別の墓地・納骨堂へ遺骨を移す際には久留米市での「改葬許可」の手続きが必要です。

記入例を参考に改葬許可申請書に必要事項を記入し、現在遺骨がある墓地・納骨堂の管理者の証明を受けられてから、下記の手続き窓口へ提出してください。

【注意事項】

- 1 窓口にご提出の際は、印鑑をお持ちください。
※ 代理の方が提出される場合は、委任状と代理の方の印鑑をお持ちください。
- 2 郵送でご提出の際は、住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、下記窓口へお送りください。

★手続き窓口・郵送先

《受付時間》 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日及び祝日は休み）

担当課	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
環境部庁舎(2F) 環境部 環境保全課	830-0042	久留米市荘島町 375 ※本庁舎ではありません	0942-30-9043 (直通)	0942-30-9715
田主丸総合支所(2F) 環境建設課	839-1298	久留米市田主丸町田主丸 459-11	0943-72-2156 (直通)	0943-72-3819
北野総合支所(2F) 環境建設課	830-1192	久留米市北野町中 3245-3	0942-78-3696 (直通)	0942-78-6482
城島総合支所(2F) 環境建設課	830-0292	久留米市城島町檜津 743-2	0942-62-2116 (直通)	0942-62-3732
三潴総合支所(1F) 環境建設課	830-0192	久留米市三潴町玉満 2779-1	0942-64-2672 (直通)	0942-65-0957

発行された改葬許可証は、遺骨を移す先の墓地・納骨堂の管理者に、納骨の際に提出していただくこととなります。

改葬許可手続きフロー

遺骨を移動（改葬）する際は、「改葬許可」という市区町村長の許可が必要です
現在（移す前）の墓地・納骨堂がある市区町村役場で申請をしてください

① 改葬許可申請書の入手

<窓口> 環境保全課、各総合支所（環境建設課）で交付しています。

※環境保全課は本庁舎ではなく、環境部庁舎2階（[荘島町375](#)）です。

<HP> 久留米市ホームページからダウンロード（「改葬」で検索）できます。

<郵送> どちらも難しい場合は、郵送することもできます。



② 改葬許可申請書の記入

記載例を参考に、申請書に必要事項の記入・押印をしてください。

※ 新しく遺骨を預ける墓地・納骨堂の記入も必ずお願いします。



③ 墓地管理者からの埋葬（納骨）証明

現在遺骨を納めている墓地・納骨堂の管理者に、申請書の埋葬（納骨）証明部分への住所、氏名の記入、押印を依頼してください。



④ 改葬許可申請書の提出・改葬許可証の交付

環境保全課、各総合支所（環境建設課）へ申請書を提出してください。申請者（改葬先の墓地・納骨堂使用者）と現在の墓地・納骨堂使用者が異なる場合には「承諾書」、来庁者が申請者本人でない場合は「委任状」も必要です。

内容確認に少々お時間をいただき、記載内容に不備や問題等がなければ、改葬許可証を即日交付できます。

※ 郵送の場合は、住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。



⑤ 遺骨の引き取り

現在遺骨を預けている墓地・納骨堂の管理者に改葬許可証を見せていただき、遺骨を引き取ります。



⑥ 遺骨の移動

新しく遺骨を預ける墓地・納骨堂の管理者へ改葬許可証を渡し、遺骨を納めてもらいます。

※ 改葬許可証は、新しく遺骨を預かって頂く墓地・納骨堂で5年間保管することが法律で義務付けられています。